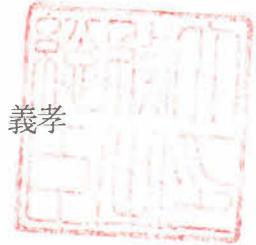


行政文書開示決定通知書

様

総務大臣 新藤 義孝



平成26年4月20日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

1. 様式第6号 成果報告書
2. 成果報告書
3. 様式第9号 実績報告書

2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分：なし

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、総務大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判文書 100枚 (内カラー 65枚)	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②-1 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,000円
	②-2 複写機により原本カラー部分をカラーで複写、原本白黒部分を白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき白黒10円、カラー20円	1,650円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,100円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	1,120円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の3をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等は、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所（開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意ください。）

期間：5月26日から7月28日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階 総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送料（見込み額）：通常郵便物（定形外）1kgまで600円（紙で交付する場合）

（定形外）100gまで140円（CD-R等で交付する場合）

※ 担当課等

総務省自治行政局地域情報政策室地域情報化係

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5111（内線5525）